

静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、市域内において施工される中央新幹線品川・名古屋間建設工事及びこれに付帯する関係事業（以下「中央新幹線建設事業」という。）により生ずる環境等に関する影響について自主的に評価するにあたり、有識者の意見を聴取し協議するため、静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中央新幹線建設事業により生ずる環境等に関する影響について意見を述べること
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するにあたり市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、中央新幹線建設事業について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、市長が指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、協議会に属する委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境局環境創造課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。